

別記様式第1号(第四関係)

かせんせんだか  
歌仙仙高地区活性化計画

愛媛県今治市

平成27年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	歌仙仙高地区活性化計画	市町村名	今治市	地区名	歌仙仙高地区	計画期間	H27～H31
都道府県名	愛媛県						

**目 標 :**  
本事業の実施により農業用道路を整備し、農作業の省力化や効率化を図り、意欲的な営農活動への取組が可能な環境整備の推進により、地域住民の定住を図ることを目指す。  
具体的には、人口減少率11.1%(H21～H25)を10.1%(H27～H31)に低下させることを目標とする。

**目標設定の考え方**  
**地区の概要:**  
当地区が属する今治市は、愛媛県北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と瀬戸内海に浮かぶ大小100あまりの島々で形成された越智諸島及び関前諸島からなり、東は燧灘、西条市に面し、北は越智諸島を経て広島県瀬戸田町に、西南は芸予諸島を経て広島県竹原市に相応し、南東～南西は松山市に隣接している。  
歌仙地区は今治市の西部に位置し、地区の西部を二級河川の霧合川が縦断する。  
降水量は約1200mm、年間平均気温は16℃と温暖な気候であり、柑橘を中心とした営農が行われている。

**現状と課題**  
本地区は柑橘を中心とした複合経営であるが、農業用道路が未整備で作業効率が悪いいため、農業従事者の高齢化が進む中、農業後継者の減少に伴う過疎化の進行が深刻な問題となっている。  
そのため、今後いかに農業後継者が意欲的に営農活動へと取組めるよう営農条件を改善し、地域の活性化を図っていくことが重要な課題となっている。

**今後の展開方向等**  
①農業用道路を整備することにより、農作業の省力化や効率化を図る。  
②農作業の労力の軽減により、意欲的な営農活動への取組が可能な環境整備の推進を図る。  
  
これらの施策を実施し地域の活性化を促進することにより、農業従事者の定住化を図り人口減少率を低下させる。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
今治市	歌仙仙高地区	基盤整備(農業用道路)	今治市	有	イ	H27年度～H31年度

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
今治市	歌仙、2、3期地区	農山漁村地域整備交付金 農道整備事業	愛媛県	
今治市	歌仙地区	農山漁村地域整備交付金 水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)	愛媛県	

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし
------

### 3 活性化計画の区域

歌仙仙高地区(愛媛県今治市)	区域面積	529ha
<b>区域設定の考え方</b>		
<p>①法第3条第1号関係:当該区域の面積529haのうち、農林野面積は464haで87.7%を占め、就業者81人のうち農家人口は49人で60.5%を占めており、農業は主要な産業である。 本地区の活性化計画区域は、同一生活圏である松尾・川上集落とする。</p>		
平成22年国勢調査・2010年農林業センサス		
<p>②法第3条第2号関係:人口の動態は、H21→H25において人口増加率は△11.1%であり、地域の農業従事者は高齢化が進み、後継者不足が深刻である。 活性化のためには、農業従事者の定住等を促進することが必要不可欠な区域である。</p>		
「行政区別男女別統計」平成26年3月31日現在		
<p>③法第3条第3号関係:計画区域は、市街地を形成している区域は含んでいない。</p>		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	
該当なし													

##### (2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物	該当なし					
計						

##### (3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準	該当なし	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画終了年度の翌年度(平成31年度)の9月末までに、愛媛県農地整備課、及び今治市農業土木課において、活性化計画の目標である平成31年4月末日における定住人口を今治市住民台帳により確認し、人口減少率を検証する。

(別添)

## 融資主体型支援助成対象者調書

〇〇地区活性化計画 (〇〇県〇〇市町村)

NO	助成対象者名	住 所	代表者名

### 1 助成対象者の概要

<input type="checkbox"/> 1 農林漁業者等の組織する団体 <input type="checkbox"/> ①農業生産法人 <input type="checkbox"/> ②農事組合法人 <input type="checkbox"/> ③その他 <input type="checkbox"/> 2 参入法人
--

(注) 該当する経営体の口にチェックを入れること。

### 2 整備内容等

NO	整備内容 (機械施設名、規模、台数等)	実施 年度	着工(契約) 予定年月日	竣工予定年月日	農業機械の保管住所、施設の設置住所
1					
2					
3					

### 3 資金調達計画

NO	事業費(円) A	資金調達計画(円)				助成率 (%) B/A	融資率 (%) C/A	担 保 措置の 有 無	備 考 (助成限度率等)
		助 成 金 B	融 資 C	自己資金	その他				
1									
2									
3									
計									

(注) 整備施設を融資のための担保に供する場合は、口にチェックを入れること。

### 4 追加的信用供与支援の活用計画

項 目	資金調達のうち融資の概要	
	融 資 ①	融 資 ②
金 融 機 関 名		
融 資 名		
融資金額(円)		
償 還 年 数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会による機関保証の利用	<input type="checkbox"/> 追加的信用供与支援の活用を希望する <input type="checkbox"/> 追加的信用供与支援の活用を希望しない	<input type="checkbox"/> 追加的信用供与支援の活用を希望する <input type="checkbox"/> 追加的信用供与支援の活用を希望しない

(注) いずれかの口にチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

### Ⅲ 他の施策との連携に関する事項

(交付対象事業別概要)

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等

## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画の記入について

年度別事業実施計画の記入に当たっては以下によるものとする。

	項 目	記 入 上 の 注 意
1	様式の変更	様式の変更は、「事業別内容」の項における事業メニューの数に応じた行の追加及び「事業活用活性化計画目標等」の項における事業活用活性化計画目標の設定数に応じた行の追加のみとすること。これ以外の変更（列の追加、セルの結合等）は絶対に行わないこと。
2	計画の提出年度	「計画の提出年度」の欄は当該計画を最初に提出した年度（該当予算年度）を記入すること。計画変更による再提出の場合であっても当初提出に係る年度のままとする。
3	新規・変更の別	計画を新規に提出する場合は「1」、変更計画として再提出する場合は「2」を記入すること。 なお、計画の変更による再提出の場合は行を追加し、変更した部分については、変更前を（ ）にし、変更後の内容を追加した行に記入すること。
4	都道府県名（コード）	「都道府県名」、「都道府県コード」の欄は、当該計画の計画主体が属する都道府県名及び当該都道府県の全国地方公共団体コード（総務省）を記入すること。なお、北海道「010006」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「10006」として記入すること。
5	計画主体（コード）	「計画主体名」、「計画主体コード」の欄は、当該計画の計画主体名及び当該計画主体の全国地方公共団体コード（総務省）を記入すること。なお、札幌市「011002」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「11002」として記入すること。 また、共同申請の場合にあっては計画主体名に共同申請に係る計画主体を併記し、「計画主体コード」の欄は代表の地方公共団体コードを記入すること。
6	計画番号	1つの計画主体が複数の計画を作成する場合は、計画毎に番号を付し、当該番号をそれぞれの年度別事業実施計画の「計画番号」の欄に記入すること。 例：計画主体が2つの計画を作成する場合はそれぞれの計画を「1」、「2」とし、それぞれの年度別事業実施計画の「計画番号」の欄に「1」又は「2」を記入すること。
7	ハード事業・ソフト事業	「ハード事業・ソフト事業の別」の欄は、ハード事業には「1」、ソフト事業には「2」を記入すること。 なお、ソフト事業は実施要領の別表の1の事業メニュー47及びこれと一体的に実施する創意工夫発揮事業（実施要領の別表の（5）の創意工夫発揮事業をいう。以下同じ。）のみが対象となる。
8	整理コード	「整理コード」の欄のうち、「事業別内容」の「内訳」の項については1から順に連番を付し、「事業別内容」の「合計」の項については「999」とし、「事業活用活性化計画目標等」の項については「1001」から順に連番を付すこと。なお、「整理コード」の欄のうち、「①事業費計」、「④市町村附帯事務費」、「⑤都道府県附帯事務費」、「総合計（①+④+⑤）」の項については、「①事業費計」の項を「2001」とし、その後順に連番を付すこと。
9	市町村名・地区名	事業を実施する市町村名、地区名を記入すること。
10	地域指定状況	事業を実施する地域の指定状況を記入すること。地域とは実施要領の別表の（1）の交付額算定交付率欄に定める振興山村、過疎地域、離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、特別豪雪地帯、急傾斜地畑地帯、奄美群島及び沖縄とし、指定されている地域欄に「1」を記入すること。
11	計画期間最終年度	活性化計画の期間の最終年度を記入すること。
12	事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標は、別添の「事業活用活性化計画目標の設定について」に従って記入すること。 なお、「事業活用活性化計画目標等」の項の行数は目標の設定数に応じて追加すること。この場合「整理コード」の欄は連番を追加すること。
13	生産製造連携事業計画	米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第5条第3項の認定生産製造連携事業計画に従って実施する事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。

項 目		記 入 上 の 注 意
14	再生可能エネルギー供給施設整備事業	地域における温室効果ガス排出の削減方策等をまとめた計画に位置づけられる事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
15	離島振興計画	離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画に基づいて実施する事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
16	輸出促進条件整備事業	輸出促進に資する事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
17	耕作放棄地の解消に向けた取組	計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。 なお、耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は、計画主体が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に規定する農業経営基盤強化促進基本方針又は同法第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に沿って取組を実施している又は事業実施期間中に実施することが確実であると見込まれる場合とする。
18	地域再生計画	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画に位置づけられている事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
19	総合化事業計画	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項に規定する総合化事業計画に位置づけられている事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
20	定住自立圏共生ビジョン	定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョンに位置付けられている事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
21	事業メニュー番号	事業メニュー番号は、実施要領の別表の1のものとし、「創意工夫発揮事業」は「80」、「農山漁村活性化施設整備附帯事業」は「81」とすること。
22	事業メニュー名	①事業メニュー名は実施要領の別表の1事業メニュー名、「創意工夫発揮事業」又は「農山漁村活性化施設整備附帯事業」を正確に記入すること。  ② 複数の施設等整備を計画する場合は、原則一つの事業メニュー毎、また、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合には要件類別毎に一行で記入すること。ただし、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合において、交付額算定交付率が同じ要件類別にあっては、「要件類別番号」の欄のみを複数の行に番号を記載し、これ以外の欄は一行でまとめて記入しても構わない。  ③ 実施要領の別表の1の事業メニュー番号20により活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第8条第1項に規定する防災農施設整備計画に基づく洗浄機械又は飼料作物栽培管理機械施設の整備を行う場合は「事業メニュー名」の欄に「高生産性農業用機械施設（活動火山対策事業）」と記入すること。
23	要件類別番号	実施しようとする実施要領の別表の1の事業メニューに対応する要件類別の番号を記入すること。 なお、「創意工夫発揮事業」及び「農山漁村活性化施設整備附帯事業」に係る要件類別については、これらを一体的に行うことにより効果が増大される事業メニューに係る要件類別（複数の事業メニューの効果を増大する場合は代表の事業メニューの要件類別）を記入すること。
24	事業内容及び事業量	事業メニュー毎に、整備しようとする施設等の規模、事業内容等について簡潔に記入すること。 （例）「農道：L200m、W4m」、「無人ヘリコプター2台、田植機1台」、「トマト処理加工施設：1棟、300㎡」等 また、「本年度」の「事業内容及び事業量」の欄には本年度に実施しようとする施設等の規模、事業内容等を記入すること。 （例）「無人ヘリコプター1台」等
25	事業実施期間	事業メニュー毎に、当該事業の実施期間を記入すること。 （例）平成19年度から平成20年度まで実施する場合は「H19～H20」と記載

	項 目	記 入 上 の 注 意
26	事業実施主体	事業実施主体の名称を記載すること。 (例) ●●農業協同組合、 ●●農業生産者有限会社、 ●●森林組合、 ●●漁業協同組合 等
27	全体事業費	事業メニュー毎の総事業費を記入すること。
28	交付金額	事業メニュー毎の交付金総額を記入すること。なお、ハード事業又はソフト事業毎の交付金額の合計は交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 なお、千円未満は切り捨てることとする。
29	交付額算定交付率	事業メニュー毎に、実施要綱及び実施要領の別表に定める交付額算定交付率を記入すること。
30	交付限度額	事業メニュー毎に、全体事業費に交付額算定交付率を乗じて求められる額を記入すること。 なお、千円未満は切り捨てることとする。
31	前年度まで	事業メニュー毎に、前年度までに実施した事業に係る事業費及び交付金額を記入すること。
32	本年度	事業メニュー毎に、本年度に予定している事業に係る事業費、交付金額、都道府県費、市町村費、その他（農協等事業実施主体負担等）、本年度末進捗率、単年度交付限度額、仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、単年度の交付金の合計額が単年度交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 また、「仕入れに係る消費税相当額」の欄には、これを減額した場合には減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。減額した金額を記入した場合は、「本年度」の欄の「事業費」、「交付金額」、「都道府県費」、「市町村費」、「その他」の欄は当該消費税相当額を含まない額を記入すること。
33	本年度までの累計	事業メニュー毎に、本年度までの累計の事業費及び交付金額を記入すること。
34	翌年度以降（予定）	事業メニュー毎に、翌年度以降の事業費及び交付金額の予定額を記入すること。
35	備 考	備考欄には、事業を行うにあたって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入の上、その内容（金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が記載されている書類を添付すること。
36	①事業費計	「全体事業費」、「交付金額」、「交付限度額」、「事業費」、「交付金額」、「都道府県費」、「市町村費」、「その他」、「単年度交付限度額」の合計をそれぞれ記入すること。
37	②ハード事業	「①事業費計」の欄のうちハード事業（実施要領の別表の1の事業メニュー番号48及びこれと一体的に実施する「創意工夫発揮事業」以外の事業メニュー）に係る経費を記入すること。 また、ハード事業のうち「創意工夫発揮事業（ハード事業と一体的に実施するもの）」及び「農山漁村活性化施設附帯事業」に係る経費の合計額をそれぞれ「創意工夫発揮事業」「附帯事業」の項に記入すること。
38	③ソフト事業	「①事業費計」のうちソフト事業（実施要領の別表の1の事業メニュー番号48及びこれと一体的に実施する「創意工夫発揮事業」）に係る経費を記入すること。 また、ソフト事業のうち「創意工夫発揮事業（ソフト事業と一体的に実施するもの）」に係る経費の合計額を「創意工夫発揮事業」の項に記入すること。
39	④市町村附帯事務費	市町村附帯事務費の額を記入すること。なお附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知）及び「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成19年8月1日付け19企第104号農林水産省大臣官房長通知）」により定められていることに留意すること。

	項 目	記 入 上 の 注 意
40	⑤都道府県附帯事務費	都道府県附帯事務費の額を記入すること。なお附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知）及び「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成19年8月1日付け19企第104号農林水産省大臣官房長通知）」により定められていることに留意すること。
41	総合計（①+④+⑤）	①事業費計、④市町村附帯事務費及び⑤都道府県附帯事務費の合計額を記入すること。
42	うちハード事業費 （②+④+⑤）	総合計のうちハード事業費を記入すること。
43	うちソフト事業費 （③）	総合計のうちソフト事業費を記入すること。
44	共同で計画作成を行う場合の内訳	計画主体が共同で活性化計画の作成を行う場合であって、各々の計画主体毎に交付金の交付申請手続きを行う予定である場合は、その計画主体毎の内訳を記入すること。また、内訳の合計は、それぞれの項目毎に、②から⑤に計上される金額と一致することに留意すること。なお、交付金の申請を行う計画主体の数に応じて行の追加を行うこと。



IV 農山漁村活性化:

事業別内容	内訳	前年度まで		本年度									本年度までの累計		翌年度以降(予定)										備考	
		交付額 算定 交付率 (B)	交付限度額 (C)=(A)×(B) (千円未満切捨)	事業費 (D)	事業内容 及び 事業量	事業費 (千円未満切捨)	交付金額 (千円未満切捨)	都道府県費	市町村費	その他	年度末 進捗率 (E)	単年度 交付限度額 (C)×(E)-(D) (千円未満切捨)	仕入れに係る 消費税相当額	事業費	交付金額	翌年度以降の累計		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		
																事業費	交付金額	事業費	交付金額	事業費	交付金額	事業費	交付金額	事業費		交付金額
		50	119,500,000	0	0	12,500,000	6,250,000	625,000	5,375,000	250,000	5	6,250,000	該当なし	12,500,000	6,250,000	226,500,000	113,250,000	72,500,000	36,250,000	60,000,000	30,000,000	40,000,000	20,000,000	54,000,000	27,000,000	
	合計(F)		119,500,000	0	0	12,500,000	6,250,000	625,000	5,375,000	250,000	5	6,250,000	該当なし	12,500,000	6,250,000	226,500,000	113,250,000	72,500,000	36,250,000	60,000,000	30,000,000	40,000,000	20,000,000	54,000,000	27,000,000	
事業活用活性化計画目標等		/																								
①事業費計(=F)			119,500,000	0	0	12,500,000	6,250,000	625,000	5,375,000	250,000		6,250,000	該当なし	12,500,000	6,250,000	226,500,000	113,250,000	72,500,000	36,250,000	60,000,000	30,000,000	40,000,000	20,000,000	54,000,000	27,000,000	
②ハード事業			119,500,000	0	0	12,500,000	6,250,000	625,000	5,375,000	250,000		6,250,000	該当なし	12,500,000	6,250,000	226,500,000	113,250,000	72,500,000	36,250,000	60,000,000	30,000,000	40,000,000	20,000,000	54,000,000	27,000,000	
創意工夫発揮事業		/																								
附帯事業		/																								
③ソフト事業		/																								
創意工夫発揮事業		/																								
④市町村等附帯事務費			478,000	0	0	50,000	25,000	0	24,000	1,000		25,000	該当なし	50,000	25,000	906,000	453,000	290,000	145,000	240,000	120,000	160,000	80,000	216,000	108,000	
⑤都道府県附帯事務費			2,031,000	0	0	212,000	106,000	106,000	0	0		106,000	該当なし	212,000	106,000	3,850,000	1,925,000	1,232,000	616,000	1,020,000	510,000	680,000	340,000	918,000	459,000	
総合計(①+④+⑤)			122,009,000	0	0	12,762,000	6,381,000	731,000	5,399,000	251,000		6,381,000	該当なし	12,762,000	6,381,000	231,256,000	115,628,000	74,022,000	37,011,000	61,260,000	30,630,000	40,840,000	20,420,000	55,134,000	27,567,000	
うちハード事業(②+④+⑤)			122,009,000	0	0	12,762,000	6,381,000	731,000	5,399,000	251,000		6,381,000	該当なし	12,762,000	6,381,000	231,256,000	115,628,000	74,022,000	37,011,000	61,260,000	30,630,000	40,840,000	20,420,000	55,134,000	27,567,000	
うちソフト事業(③)		/																								
共同で計画作成を行う場合の内訳		/																								
〇〇町		/																								
事業費(ハード)		/																								
市町村等附帯事務費		/																								
事業費(ソフト)		/																								
××県		/																								
事業費(ハード)		/																								
都道府県附帯事務費		/																								
市町村等附帯事務費		/																								
事業費(ソフト)		/																								

計画主体名	愛媛県・今治市		
計画期間 実施期間	H27～H31 H27～H31	総事業費（交付金）	239,000千円（119,500千円）

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	農業用道路の整備による農作業の省力化や効率化により、担い手が定着できる農業経営を確立することにより農村の活性化を目指しており、法及び基本方針に適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	今治市総合計画(平成18年12月策定)・農業振興地域整備計画書(平成19年7月策定)・土地改良長期事業管理計画等の計画に位置付けられている農業振興施策と連携、配慮、調和等を図り計画している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	地元代表者と現地調査のうえ協議等をおこない目標設定において合意形成がなされている
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	本事業の関係権利者には、女性も含まれており、活性化計画策定の際、説明会等で女性からの意見を聞き、活性化計画に反映している。
事業の推進体制は確立されているか	○	事業主体の今治市及び松尾部落総代を委員長とした推進委員会とで事業を推進することとしており、体制は整備されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	農道の整備・保全により、規模拡大や生産性の向上が図られ、農地(受益地5.7ha)の機能が確保されることとなり、農作業の省力化や効率化が図られ、意欲的な営農活動への取組が可能となる。このことにより、地域住民の定住につながり、人口減少率の低下が図られることから、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	本事業は農道改良であり、各年度事業完了後に部分的に供用開始し効果が見込まれ、実施期間5年完了後には全効果を発揮し目標が達成できる見込みであるため、計画期間5年、実施期間5年は、適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	交付金要望額=119,500千円 交付限度額=239,000千円×交付額算定交付率50%=119,500千円 であり範囲内である。

## 2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業である。
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	土木構造物等は、土地改良事業計画設計基準（農林水産省構造改善局）に基づく検討を行い安全性を確保する。 また、設計・施行等においては、今治市土木工事検査基準により実施しており、検査体制は確保されている。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	該当なし
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	○	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）により、路盤・路床 40 年、アスファルト舗装 10 年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成 19 年 8 月 1 日付け 19 企第 106 号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	本地区は、土地改良法第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業（農業用道路の新設）であるため、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針（平成 19 年 3 月 28 日付け 18 農振第 1596 号農林水産省農村振興局通知）」に基づき算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領による算定結果は 3.94 である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	実施要領の要件（事業メニュー②、要件類別 6）は、以下のとおり満たしている。 ・受益面積：5.7ha ≥ 5ha ・担い手への農地利用集積等の見込み：農業用道路を整備することにより、平成 18 年 4 月 3 日農林水産省告示第 525 号第 1 号に規定する基準に適合する担い手(4 名、法人 2 組織)への農作業の省力化、効率化に寄与している。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	今治市が施工し、今治市において維持管理するため、目的外使用のおそれはない。

施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	女性耕作者からも営農等に関する状況の聞き取りなどを行っている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	国の土地改良事業等請負工事の価格積算要領に基づき算出しており、適正である。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	経済比較を行い、コンクリート二次製品を選定するなど、コスト削減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	附帯施設を交付対象としていない。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	備品を交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘察して適正か	—	該当なし
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	施設用地等となる地権者には、事前に内諾を得ている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交		該当なし

付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知) Iの第2の4の(3)の基準に照らし適正であるか	—	
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	今治市において、起債計画に関して十分検討・調整を行っている。なお、必要事業費についてはH27事業分については当初予算で計上している。H27以降については、財政当局と協議済みである。また、地元負担に関して、負担金なしで説明(同意)済みである。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	一般競争入札に付す案件については、今治市一般競争入札実施要領に明記しており、また、指名競争入札に付す案件についてはHP等において公表している。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	事業完了後は、今治市(直営)において適正に管理を行う。施設の管理・更新費は「委託料・維持修繕料」(市単独費)で対応する。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む。)はないか(ある場合には、事業名を記載すること。)	○	他の事業への重複申請はない。(予定も含む。)

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。